

# 令和2年度第3回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：令和2年10月30日（金）

場所：箕面市立市民会館 第2会議室

## 日程第1 質問事項について

### 採点支援システムの構築について

【担当：子ども未来創造局 学校教育室】

#### 【概要】

平成25年度に本審議会の答申を得ている「学力・体力・生活状況総合調査システム（以下「調査システム」という。）」に「採点支援システム」を追加構築するものである。

現在、教員が回答用紙に採点を手書きし、その結果を調査システムに入力しているところ、追加システムの導入によって、教員はスキャンした回答用紙をシステム上で採点することでシステム入力を補完でき、二度手間やミスを減らし、教員の事務作業の効率化を図る。

よって、個人情報保護条例第11条の規定に基づき、質問するものである。

#### 【質疑応答】

委：各学校に配置されるPC端末自体はどのように管理されているか。

市：PC端末はノートパソコンである。職員室自体にセキュリティルームとしての機能をもたせており、時間外は施錠できるキャビネット等に入れて管理している。

また、学習系と校務系で異なるSSIDを振り分けており、決められた環境で、決められたPC端末により、決められた教員（ID）でなければログインできない仕様となっている。よって、仮にPC端末を外部に持ち出したとしても、環境が違うためログインできない。

委：採点入力の方法はキーボードか、電子ペンか。

市：キーボード入力である。

委：教職員は、情報セキュリティポリシーに則り、それに基づいて運用しているか。

市：学校におけるセキュリティポリシーでは、個人情報を含むシステムはインターネットに接続しない旨の定めがある。また、運用として、学校に配置されるPC端末ではUSB等の外部出力媒体が使えず、個人情報保護をインターネット環境外に持ち出すことはできない仕様としている。

委：採点システムは他の自治体でも実施しているのか。

市：まだ多くはないが、今後増えていくものと思われる。

委：全てのテストを対象とするのか。

市：テスト以外の日々の練習問題でも使用できる仕様だが、まずは少しづつ実施していきたいと考えている。

委：スキャンした画像データを定期的に消去せざるを得ない運用とは、どのようにするのか。

市：自動的に消去する仕様とする。消去するサイクルやタイミングは今後、学校と調整し、決定する。

委：大学では採点結果を3年や5年保管する義務があるが、本件の採点結果にはそのような決まりはあるのか。

市：指導要録等は保存期間が決まっているが、テスト自体は決まりがない。また、消去するのは画像データだけであり、採点結果は従来どおり消去せず保存する。

委：スキャンした後の手書きの回答用紙はどうするのか。

市：プリントアウトした採点結果と合わせて児童生徒に返却する。

委：児童生徒にとっては従来の運用と変更がなく、教員にとっては事務作業が効率化されると思われる。ただし、スキャナでの読み取りに間違いが生じる可能性もあるため、教員にはしっかり確認をしてもらいたい。

委：回答用紙と採点結果は、誰に返却するのか。児童生徒本人または保護者か。

市：採点結果は、従来から本人に返却しているため、今後も同様に考えている。

委：小学校低学年では、分析された採点結果の重要性が分からず、取り扱いが雑になる可能性がある。

市：個人成績表を返却するタイミングは、懇談等において保護者に渡すことを想定している。現在、通知表も本人に手渡しているが、委員が指摘するようなりリスクもあるため、特に低学年では鞄に入れるまでを確認し、指導している。

委：すでにモデル実施しているのか。している場合、そこからの意見や課題はあるか。

市：中学校2校で先行実施し、教員の作業時間が1/3になったとの結果を得ている。課題としては、スキャナの読み取りスピードが遅いと聞いているので、全校で実施する場合は、高速で読み取りできるスキャナを購入予定である。

委：モデル実施については、事前に保護者に説明したか。

市：説明済みである。

委：これまで手入力で間違いが生じるリスクのあったものが、正確に管理できるという意味では有益だと思う。

委：これを機会に学校での運用で気をつけた方がよい部分があれば、指針等を作成し、ルール化するのがよい。

委：今後、学校でのICT化が進めば、いずれテストの回答自体をシステム上で行うことになり、ほとんどの情報がデータ管理されることになる。不適切な運用によりインターネット上で漏えいするリスクも伴う上、こういった成績等の情報は機微情報にあたるため、今後の取り扱いには特に注意してほしい。

### 【答申】

適切であると判断する。

## 日程第2 報告事項について

PIA(特定個人情報保護評価)実施にあたっての対象者人数の考え方の見直しについて

【担当：総務部総務課】

### 【概要】

本市では、制度開始当初、国の基準が明確でなかったことから全人口を基本に対象者人数を判断し、現在、25事務中21事務について重点項目評価を実施している。

今回、「他市と比べて基礎評価項目か重点評価項目かの判断が異なる」「基礎レベルを重点としているため事務負担が大きい」「基礎項目評価書にリスク対策項目が追加され安全対策が高まった」ことから、制度開始から概ね5年が経過したタイミングで、対象者人数の考え方を見直す。

本審議会は、PIA実施の際の第三者点検を担っているため、本市方針を報告するものである。

### 【質疑応答】

委：市議会等への報告はするのか。

市：法の定めがないため、市議会への報告はせず、第三者点検を担う本審議会において報告するものである。

委：PIAは公表しているのか。

市：市HP及び国が運営する「マイナンバー保護評価システム」というHPで公表している。

## 日程第3 その他

「令和元年度（2019 年度）情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況」について、事務局より概要を説明した。